\bigcirc 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号)

線で囲んだ部分のように改め、 定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加 は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)

(注) 平成三十年六月十八日公表の改正案適用後のもの。

える。

クスポージャーの区分ごとの額 は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 又	二 リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条一 [略]用しない。	∃	第二条 [略] (単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改正後
ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなってとができないものの額 ことができないものの額 でるエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定するる額	二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め一 [同上]	4 2 元 3	第二条 [同上] (単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改正前(注)

5

略

イ 自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定により信用リスク た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出し

自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定により信用リスク た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出し

をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資 本比率告示第百四十四条第十項第一 トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率 号に定めるリスク・ウェイ

本比率告示第百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資 トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率

ホ を用いるエクスポージャー クスポージャー 第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウェイト 又は自己資本比率告示第百四十四条

> スポージャーの額 ク・アセットの額を算出することをいう。)が適用されるエク し計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リス

5

同上

第三条 (別紙様式第二号) 5 6 2 • 項 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事 第一項の定量的な開示事項は、 資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、 は、 項第五号」とあるのは い」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、 と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。 と読み替えるものとする。 「別紙様式第二号 第一面及び第三十面に限る。 同条第四項及び第五項中 前号に掲げる事項のほか、 前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において 略 略 (連結自己資本比率を算出する場合にあっては 第 「第一項」とあるのは「第三条第一項 一条第三項第五号」 第一)」とあるのは 次に掲げる事項とする。 項の定量的な開示事項について 同項第一号中 ただし、 と、同条第五項中 「別紙様式第二号 (単位:百万円) 適用しな 連結自己 (第一面) 前 第三条 4 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ (別紙様式第二号) 5 6 項 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事 二号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、 」と、同条第四項中 は、 項」とあるのは 資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、 第三十面に限る。 い」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前 るものとする。 同上 同条第四項及び第五項中 前号に掲げる事項のほか、 同上 前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合におい 同上 同上 同上 「第二条第三項」と、)」とあるのは 「次に掲げる事項とする。 「第一項」とあるのは「第三条第一項 第一 項の定量的な開示事項について 「別紙様式第二号」と読み替え 同条第五項中 ただし、 (単位:百万円) 「別紙様式第 第一面及び 連結自己 適用しな (第一面)

7

0V 1 : IJ	OV1:リスク・アセットの概要					0V 1 : J	OV1:リスク・アセットの概要				
国際禁		7	П	>	11	国際様		7	П	>	11
当番の影響を		イベみム・ などfi	467F	所要自己資本	資本	当番号		イベみ人・インに	イネチ	所要自己資本	口 本
		当期末	前期末	当期末	前期末			当期末	前期末	当期未	前期末
[略]						[同左]					
∞	リスク・ウェイトのみなし						複数の資産及び取引を裏付け				
	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)						とするエクスポージャー				
9	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マンデ										
	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ										

	-	
(注) この面においおいて使用する [a~r 略] <u>S 項番8 [</u> し計算(ル つては自己	[器]	10
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に おいて使用する用語の例によるものとする。 [a~r 略] <u>質番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用する</u>		ットのみなし計算(蓋然性 方式250%) リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性 ガ式400%) リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1250%)
限り、自己資本比率告示に 用リスク・アセットのみな 均手法を採用した場合にあ 規定、内部格付手法を採用 条第二項の規定を適用する		
·		
(注) この面に この面に [a~r [a~r 画 動手法 め手法	[同左]	
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a~r 同左] 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(小欄及び二欄)をそれぞれ記載すること。		信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー
三めがない。 エクスポー ケ・ウェイ の鶴の合語 (二種) をる		
限り、自1 - ジャー」 イトを直接 - ド額 (イ標 - ボルぞれ言		
自己資本比率告示に 一」の項には、標準 直接に判定すること イ欄及びロ欄)及び れ記載すること。		
A 作示に ・		

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

直番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンデート方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。かだし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一目前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

当 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び

己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用し

(蓋然性方式250%) 」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自

ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自 己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用し

「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

||_

[加える。]

[加える。]

となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 ること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前 ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載す するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用

載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十-及びロ欄) 適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄 を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を 合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法 し計算 (フォールバック方式1250%) 」の項には、標準的手法を採用した場 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな 前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記

[加える。]

[器]

ΙЧ 國國

<u>aa</u> $||\nabla$

屋

<u>dd</u> [器]

<u>cc</u> [器]

 $\frac{\mathrm{d}\mathrm{d}}{\mathrm{d}}$

<u>ee</u> [器]

[器] [器]

<u>dd</u> <u>aa</u> $||\nabla$ [同左] [同左] [同左]

||× II≅ II⊲ II⊏

۱Н

[同左] [同左] [同左] [同左] [同左]

[同左]

 $\frac{dd}{d}$ CC

[同左]

- 7 -

の対応する項目の額を記載すること。また、項番1「自己資本比率規制上の	は、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からへ欄まで	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までに	a 項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	(注)	[表略]	(第三面)	[(第二面)略]	<u>ss</u> [昭]	<u>工工</u> [略]	<u>00</u> [略]	<u>面面</u> [略] <u>面面</u>	90 [略]	皿 [略]		11. [略]	<u>兩</u> [略]	<u> </u>	<u>ii</u> [略]	
の対応する項目の額を記載すること。また、項番1「自己資本比率規制上の	は、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からへ欄まで	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までに	a 項番1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	(注)		(第三面)	[(第二面) 同左]	<u>即</u> [同左]	○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	[同左]	□□□ [同左]	<u> </u>	<u></u> <u></u> <u></u> <u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u> </u>		<u>年</u> [同左]	些 [同左]

連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から<u>ト欄の額</u>を控除した額を記載すること。

[b~g 點]

(第四面)

[表略]

(¥)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~p 累]

(第五面)

(第五面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定</u>

連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から上欄までの額を控除した額を記載すること。

[b~g 同左]

国国人

(第四面)

(注)

[同左]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~p 同左]

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイト</u>

によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセット のみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 累]

[表界]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

[表界]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外

を直接に判定することができないものをいう。) 並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 同左]

(第六面)

(第六面)

(注)

[同左]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

[同左]

(第七面)

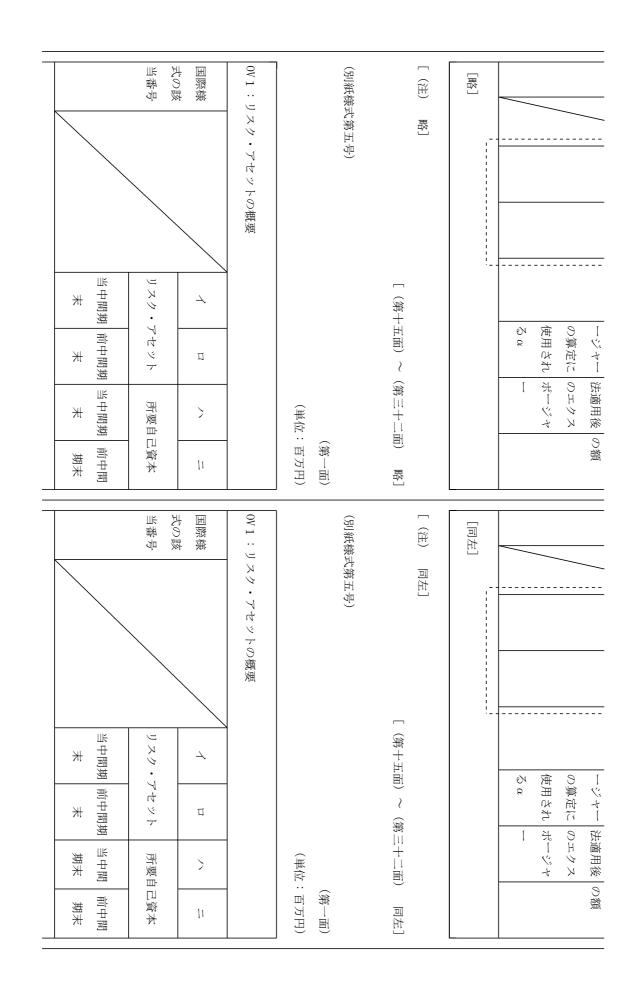
(第七面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外と

とする。 。なやろ。 おいて使用する用語の例によるものとする。 <u>定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外 スク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規</u> 番」 CCR1:手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額 (注) [器聚] この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に [a~gg 略] [a~z 略] RC 7 PFE П ¦実効EPE \rangle [(第九面)~(第十三面) 規制上の 信用リス リスク・ エクスポ ク削減手 アセット 11 计 (単位:百万円) (第十四面) (第八面) > ە دە ج スク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイ おいて使用する用語の例によるものとする。 <u>トを直接に判定することができないものをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外と 強軍 (注) [同左] CCR 1:手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ [a~z 同左] [a~gg 同左] X 7 再構築コ アドオン | 実効EPE \angle П \rangle (第九面) ~ (第十三面) エクスポ | ク削減手 | アセット 規制上の 信用リス リスク・ 11 삵 (単位:百万円) (第十四面) (第八面) > 同左]



10			9	∞	
リスク・ウェイトのみなし	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算(蓋然性 方式400%)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マンデ ート方式)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)	
					- J
					[同左]
	\(\frac{1}{2}\)	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ		複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー	
					; ; ; ; ;
		ı			

ジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれ	場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項を適用するエクスポー	は自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した	し計算(マンデート方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあって	・ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな	となる場合には、当該欄は記載することを要しない。	と。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載するこ	エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄	した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用する	っては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用	し計算(ルック・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあ	項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな	[a~r 略]	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	(注)	[略]	ルバック 方式1250%)	ットのみなし計算(フォー	計算又は信用リスク・アセ
	欄)をそれぞれ記載すること。	額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ	項には、自己資本比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの	≛ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の					これに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。	ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及び	的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定すること	≦ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準	[a~r 同左]	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	(注)	[同左]			

	を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を
	合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法
	し計算(フォールバック方式1250%)」の項には、標準的手法を採用した場
[加える。]	👱 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
	日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
	ること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一
	ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(八欄及びニ欄)をそれぞれ記載す
	するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び
	た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用
	己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用し
	(蓋然性方式400%) 」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自
[加える。]	Y 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算
	日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
	ること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一
	ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載す
	するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び
	た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用
	己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用し
	(蓋然性方式250%) 」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自
[加える。]	「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算
	には、当該欄は記載することを要しない。
	、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合
	に係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし

十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三 及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記 適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄

- IH [器] 一路
- <u>aa</u> 器

II≅ II< II⊏

[同左] [同左] [同左] [同左]

IH ||×

[同左] [同左]

[同左] [同左]

- <u>dd</u> 四四
- $\frac{\mathrm{d}\mathrm{d}}{}$

<u>cc</u>

[器]

- <u>If</u> <u>ee</u> [器] 器
- 100
- 器 [器]

 $= 10^{10} \, \mathrm{M}_{\odot}$

<u>ee</u>

 $\frac{\mathrm{dd}}{\mathrm{d}}$ CC <u>dd</u> aa

180

- 器
- 器

- [器]
- [器] 器
- [器] [器]

ad 100

[同左]

4

[同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左]

旧:

みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット スク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定</u> おいて使用する用語の例によるものとする の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット スク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定</u> おいて使用する用語の例によるものとする によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用リスク・アセットの によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットの (注) [表略] (H) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に SS T <u>qq</u> [a~p 略] 园 晃 [器] (第三面) (第二面) | みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット スク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー (リスク・ウェイト を直接に判定することができないものをいう。) 並びに信用リスク・アセットの スク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー (リスク・ウェイト を直接に判定することができないものをいう。 の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする おいて使用する用語の例によるものとする おいて使用する用語の例によるものとする (Ξ) [同左] (Ξ) [同左] この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に 옙 100 $\underline{\mathbb{I}}$ [a~p 同左] [同左] [同左] [同左] <u>) 並びに</u>信用リスク・アセットの (第三面) (第二面)

の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする らから スク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規</u> おいて使用する用語の例によるものとする の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット <u>によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び</u>信用リスク・アセットの スク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定</u> おいて使用する用語の例によるものとする 定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)_に係る信用リスクは対象外 (注) (注) [表略] この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に [a~gg 略] [a~m 略] [a~i 略] (第六面) (第五面) (第四面) みなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット スク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイ を直接に判定することができないものをいう。) 並びに信用リスク・アセットの スク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイト の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする おいて使用する用語の例によるものとする。 おいて使用する用語の例によるものとする トを直接に判定することができないものをいう。)_に係る信用リスクは対象外と (注) [同左] (注) この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に $a\sim gg$ [a~m 同左] [a~i 同左] 同左_ (第四面) (第六面) (第五面)

[表界]

(注)

おいて使用する用語の例によるものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に

とする。 スク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規</u> <u>定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ

[a~z 略]

[(第七面)~ (第九面) 器

(第十面)

(単位:百万円)

[同左]

 (Ξ)

おいて使用する用語の例によるものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に

スク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウェイ この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リ

<u> トを直接に判定することができないものをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外と

°,

[a~z 同左]

[(第七面)~(第九面)

同左]

(第十面)

(単位:百万円)

| CCR 1 :手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

CCR1:手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

				万
		_		
		メア	再構築コ	
			再構築コ アドオン	Π
			実効EPE	- - : >
の算定にのエクス	ージャー	エクスポ	規制上の	11
のエクス	法適用後	エクスポ ク削減手 アセット	信用リス リスク	갂
	の額	アセット	リスク・	>

RC

PFE

|実効EPE

規制上の

信用リス

リスク・

エクスポ | ク削減手 | アセット ージャー | 法適用後 | の額

の算定に のエクス

7

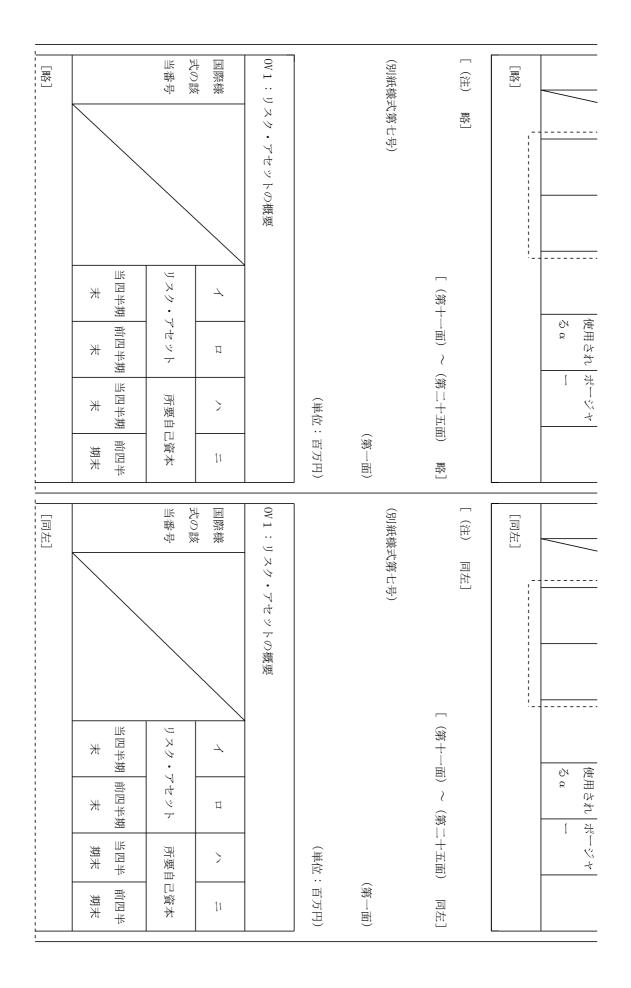
П

>

11

兴

>



10			φ	∞
リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ツトのみなし計算 (蓋然性 方式400%)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マンデ ート方式)	リスク・ウェイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)
	\\	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ		複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー

															x (===
に係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし	ジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれ	場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第七項を適用するエクスポー	は自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した	し計算(マンデート方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあって	互 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな	となる場合には、当該欄は記載することを要しない。	と。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載するこ	エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄	した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用する	つては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用	し計算(ルック・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあ	・項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな	[a~r 略]	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	(注)	[邢]		ルバック方式1250%)	ットのみなし計算(フォー
					IJċ								II _I o		<u>\$</u>	(1	(注)		<u> </u>		===
		欄)をそれぞれ記載すること。	額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ	項には、自己資本比率告示第百四十四条に規定する信用リスク・アセットの	ⅰ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の					これに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。	ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及び	的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定すること	「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準	[a~r 同左]	おいて使用する用語の例によるものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に	臣)	[同左]			

	適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄
	を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十一項の規定を
	合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法
	し計算(フォールバック方式1250%)」の項には、標準的手法を採用した場
[加える。]	項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
	日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
	ること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一
	ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載す
	するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び
	た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第二号の規定を適用
	己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用し
	(蓋然性方式400%) 」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自
[加える。]	「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算
	日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
	ること。ただし、ロ欄及び二欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一
	ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載す
	するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及び
	た場合にあっては自己資本比率告示第百四十四条第十項第一号の規定を適用
	己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用し
	(蓋然性方式250%) 」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自
[加える。]	「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算
	には、当該欄は記載することを要しない。
	、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合

載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三 及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記

十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[器]

 $\square \square$ М 器 器

<u>dd</u> [器]

器

IIV ık ||× II≅

[同左]

[同左]

[同左] [同左] [同左] [同左] [同左]

<u>dd</u>

[同左] [同左]

[器]

器

图

ff<u>ee</u> $\frac{dd}{d}$ <u>cc</u>

器

[器] [器] [器]

[器] 图

器

[器] [器] [器]

<u>00</u> dd 100

[同左]

[同左]

[同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] [同左]

100 ff<u>ee</u> $\frac{dd}{d}$ CC

備考		SS	rr
表中の「		[器]	[器]
ш			
記載及			
及び対象			
規定のご			
二重傍線	(第二面)		
	?		
た標記	(第四面)		
部分を公	器]		
除			ш
く 全		aa	<u> 0</u>
く全体に付え		<u>pp</u> [同左]	ஹ [同左]
の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線		回	듸
く全体に付した傍線は注記		回	듸
く全体に付した傍線は注記である		回	듸
く全体に付した傍線は注記である。	9]	回	듸
く全体に付した傍線は注記である。	[(第二面)	回	듸
- く全体に付した傍線は注記である。	二面)~ (第	回	듸
- 全体に付した傍線は注記である。	二面) ~	回	듸

 \bigcirc 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号)

欄に掲げるもののように改める。 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め

(注) 平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

ージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、 七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをい う。以下この条及び次条において同じ。)又は信用リスク・ 定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。 以下この条及び次条において同じ。)又は信用リスク・ 一ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本比率告示第四十二条の規 の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。	「イ・ロ 略]	照示 事 項 	改正後
係る信用リスクに対する所要自己資本の額にとをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する		[2・3 同上] 第二条 [同上] (単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	改 正 前(注)

- (3) (2) (1)り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー するエクスポージャー は自己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリ 比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又 ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定によ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定によ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ スク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリーするエクスポージャー
 するエクスポージャー

四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額

イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百

を算出するエクスポージャー

[二・ホ 略]

券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証二 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク

[イ〜ヌ 略]

[三~六 略]

るエクスポージャーの区分ごとの額みなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げりスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの

| した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー| した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー| リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー | 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により信用 | した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー | した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー

リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

又は自己資本比率告示第百四十二

一条第七項の規定により信用

[ニ・ホ 同上]

関する次に掲げる事項るエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に二 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用され

[イ〜ヌ 同上]

三~六 同上]

スポージャー

ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク スポージャー 己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ 率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比

ホ 二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出 トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ

するエクスポージャー

八 略

5

略

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

第三条

[略] 略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$

第一項の定量的な開示事項は、

次に掲げる事項とする。

略

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ

略

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセット

項

第三条 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$

同上

4 同上

同上

イ・ロ 同上

5 八 同上 同上

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

同上

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

ージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ャーの区分ごとの額クに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リス

- (3) (2)り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー するエクスポージャー スク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出 は自己資本比率告示第百四十二 比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又 ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定によ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定によ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算 一条第十項第 一号に定めるリ
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェ

四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセット を算出するエクスポージャー イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百

「二・ホ 略」

券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項 ・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク

[四~七 略]

[イ〜ヌ 略]

るエクスポージャーの区分ごとの額 みなし計算が適用されるエクスポージャーについて、 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの 次に掲げ

リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用 又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用 した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出

率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比

[ニ・ホ 同上

関する次に掲げる事項 るエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用され

[イ〜ヌ 同上]

[四~七 同上]

一信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー ジャーの額

を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
5 [同上]	5 [略]
九 [同上]	九 [略]
	するエクスポージャー
	二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出
	トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十
	ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ
	スポージャー
	ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
	己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・
	率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
	自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比
	スポージャー
	ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
	己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・

 \bigcirc 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号)

欄に掲げるもののように改める。 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め

(注) 平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

一ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、以下この条及び次条において同じ。)が適用されるエクスポ定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十二条の規アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十二条の規	う。以下この条及び次条において同じ。)又は信用リスク・七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをい	リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第四十 [イ・ロ 略]	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 ー ー	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 4	2 · 3 略	第二条)	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項 (畄	改正後
る信用リスクに対する所要自己資本の額	ことをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する	ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第[イ・ロ 同上]	[同上]	[同上]	• 3 同上]	余 [同上]		(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	改 正 前(注)

||--|||次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーフは自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーり信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーは自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは自己資本比率告示第四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーフは自己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリ は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリ
- 四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェ

を算出するエクスポージャー

[二・ホ 略]

券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証一 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク

[イ〜ヌ 略]

[三~六 略]

るエクスポージャーの区分ごとの額みなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げりスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの

リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出

ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比

[ニ・ホ 同上]

関する次に掲げる事項 るエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に二 信用リスク (信用リスク・アセットのみなし計算が適用され

[イ〜ヌ 同上]

[三~六 同上]

スポージャー

ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク スポージャー 己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ 率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比

ホ するエクスポージャー 二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出 トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ

八 略

5

略

第三条

[略]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$

第一項の定量的な開示事項は、

次に掲げる事項とする。

略

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

略

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセット

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

第三条 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 同上 同上

同上

同上

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

同上 同上

4

「イ・ロ

同上

八

5

同上

ージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ャーの区分ごとの額クに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リス

- (3) (2)り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー り信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー するエクスポージャー スク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出 は自己資本比率告示第百四十二 比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又 ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定によ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ 出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージ ャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定によ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算 一条第十項第 一号に定めるリ
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める以上であるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出に対して関本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリングを対して対して用いるエクスポージャー又
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェ

四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセット を算出するエクスポージャー イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百

略」

「二・ホ

券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項 ・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク

[イ〜ヌ 略]

四~七

略

るエクスポージャーの区分ごとの額 みなし計算が適用されるエクスポージャーについて、 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの 次に掲げ

口 リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用 又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用 した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出

リスク・アセット

率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比

の額を算出するエクスポージャー

[ニ・ホ 同上

関する次に掲げる事項 るエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用され

[イ〜ヌ 同上]

[四~七 同上]

一信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー ジャーの額

を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
5 [同上]	5 [略]
九 [同上]	九 [略]
	するエクスポージャー
	二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出
	トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十
	ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ
	スポージャー
	ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
	己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・
	率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
	自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比
	スポージャー
	ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
	己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・